

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年6月3日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	北区
4. 届出番号	13
5. 独自利用事務の事例番号	67-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html

執行機関名 北区長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(自動車改造費補助事業)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一の第五の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第一条	東京都北区地域生活支援事業実施要綱(平成18年9月22日18北福障第835号)第1条、第3条第8号エ

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>精神又は身体に障害を有する児童</u>について特別児童扶養手当を支給し、<u>精神又は身体に重度の障害を有する児童</u>に障害児福祉手当を支給するとともに、<u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u>に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の<u>福祉の増進を図る</u>ことを目的とする。</p>	<p>東京都北区地域生活支援事業実施要綱 第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の規定に基づく地域生活支援事業(以下「事業」という。)の実施に当たり、必要な事項を定め、<u>障害者及び障害児</u>(以下「障害者(児)」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性及び利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって<u>障害者(児)の福祉の増進を図る</u>とともに、障害の有無にかかわらず区民が相互に人格及び個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条 区長は、事業として次に掲げる事業を実施する。 (8)その他の事業(法第77条第3項に基づく事業) エ 身体障害者用自動車改造費補助事業</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>東京都北区身体障害者用自動車改造費補助事業実施要綱(平成18年9月22日18北福障第1113号)</p>